

## 令和5年1月11日 美郷町農業委員会会議録

令和5年1月11日午後2時農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

### 1. 出席委員は、次のとおり

1番	小西嘉之	9番	井関一良
2番	加藤堅之助	10番	鈴木敏夫
3番	高橋秀行	11番	中野龍太郎
4番	佐々木竜孝	12番	佐藤久
5番	奥山秀治	14番	高橋正和
6番	佐々木定廣	15番	深沢靖
7番	深田秋彦	16番	山田貞子
8番	細井千代文	17番	高橋正尚

本会委員出席者 16名

### 2. 欠席委員は、次のとおり

13番 木村とも子

欠席者 1名

## 1. 出席事務局職員

局 長	小田長 光 仁
庶務班長兼農地調整班長	加 藤 隆 輝
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

## 2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積  
計画の決定について
- 第 4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積  
計画の決定について（農地中間管理権の取得）
- 第 5 議案第4号 非農地証明の申請に対する可否の決定について

会長 高橋 正尚 午後2時43分本委員会の閉会を告げた。

## 令和5年1月11日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和5年1月11日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午後2時
4. 閉 会 午後2時43分
5. 議事録署名委員 16番 山田貞子  
1番 小西嘉之

- 議 長 それでは、ただ今から令和5年第1回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、16番、山田委員、1番、小西委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第1号農地法第3条の規程による許可申請についてを上程し議題とします。議案第1号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第1号、申請番号1番から申請番号7番について議案書をもとに朗読、説明 】  
始めに所有権移転です。  
申請番号1番、千畑地区の田1筆、470㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。合作地を解消するため、受人へ譲るものです。対価はありません。  
申請番号2番、仙南地区の田2筆、2,523㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子で、後継者へ生前一括贈与で、対価はありません。  
続きまして、賃貸借権です。  
申請番号3番、千畑地区の田1筆、2,233㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地は受人が賃貸借契約している農地と合作地となっているため、当該地も賃貸借契約するものです。10aあたり〇〇〇円で期間は3年間です。  
申請番号4番、千畑地区の田1筆、5,404㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢により耕作できないことから、近隣で耕作し

ている受人が当該地を耕作するものです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号5番、千畑地区の田2筆、2, 367㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地は後継者が耕作しておりましたが、兼業のため経営を縮小したいことから、経営規模拡大している受入へ耕作をお願いするものです。総額で〇〇〇円で期間は5年間です。

申請番号6番、千畑地区の田6筆、6, 068㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は申請番号5番の渡人の子です。理由は先程の申請番号5番のとおりです。総額で〇〇〇円で期間は5年間です。

申請番号7番、仙南地区の田1筆、1, 164㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地はこれまで受入の娘さんが耕作しておりましたが、娘さんの子供さん2人に思いのほか手がかかり、また夫が他市へ転勤したことで、耕作することが難しくなってきたことから、受入が耕作することになりました。10aあたり〇〇〇円、これまでの契約を引き継いだ金額です。期間は10年間です。

申請番号1番から7番までの申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第1号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号1番から申請番号7番までについて質疑ございませんか。
- 12番委員 申請番号7番についてお伺いいたします。受入の娘さんが耕作するというところで一旦手続きをしたと思いますが、出来なくなったため〇〇〇さんが受けることになったと思います。農業者年金受給の関係で娘さんに渡したものだと思われるのですが、年金等はどうなるものですか。
- 庶務班長 経営移譲年金をもらっている方ですので、農業再開のため年金は減ります。本人も了解済みです。
- 12番委員 分かりました。
- 議 長 他に質疑ございませんか。  
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号1番から申請番号7番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番から申請番号7番までについては原案のとおり決しました。よって、日程第2、議案第1号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第3、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第2号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第2号、申請番号1番から申請番号4番について議案書をもとに朗読、説明 】

●庶務班長 始めに所有権移転です。

申請番号1番、千畑地区の田1筆、1, 373㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。これまで両者は賃貸借契約しておりましたが、期間満了となりこの機会に農地を手放したく、売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は1月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。受人はトラクター、田植え機、コンバインを所有し、乾燥、籾摺りは委託しております。

申請番号2番、仙南地区の田2筆、4, 363㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢で後継者もなく、農地を手放すため売買するものです。売買価格は総額で〇〇〇円で、引き渡し時期は1月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号3番、仙南地区の田2筆、1, 650㎡、渡人は〇〇〇さんと〇〇〇さんの共有、受人は〇〇〇さんです。渡人2人は高齢となり農地を手放したく、これまで耕作していた受人へ売買するものです。売買価格は総額で〇〇〇円で、引き渡し時期は1月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。受人はトラクター、田植え機、コンバインを所有し、乾燥、籾摺りは委託しております。

続きまして賃借権設定1件です。

申請番号4番、千畑地区の田2筆、839㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料4ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号1番から4番の案件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第2号について、事務局より説明が終わりました。

それでは、これより審議を行います。申請番号1番から申請番号4番について質疑ございませんか。

3番委員 申請番号3番ですが、総額が安すぎるように思います。なにか理由がありますか。

9番委員 申請番号3番ですが、〇〇〇番地は小さくて形状が悪いところです。〇〇〇番地は田んぼの東側に町営住宅がありまして、もともとはそこも1枚の田んぼでした。昔はそちらの方から水を入れていたということですが、町営住宅が建ったことにより水を入れられなくなり、地盤も軟弱地ということもあり長年草刈り等で管理をしていました。渡人の〇〇〇さん、〇〇〇さんの方で長年難儀をかけたということでこの金額になりました。

3番委員 分かりました。

●議 長 他に質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号1番から申請番号4番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番から申請番号4番までについては原案のとおり決しました。よって、日程第3、議案第2号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第4、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）を上程し議題とします。議案第3号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第3号、申請番号1番から申請番号11番について議案書をもとに朗読、説明 】

中間管理事業による賃借権設定です。

申請番号1番、六郷地区の田1筆、1,005㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号2番、六郷地区の田6筆、6,058㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号3番、千畑地区の田6筆、10,369㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号4番、六郷地区の田6筆、6,733㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号5番、六郷地区の田1筆、1,533㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号6番、六郷地区の田3筆、3,964㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号7番、仙南地区の田5筆、9,039㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号8番、仙南地区の田1筆、5,622㎡、出し手は〇〇〇さん、代表相続人〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号9番、仙南地区の田1筆、2,127㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号10番、仙南地区の田6筆、18,593㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号11番、仙南地区の田11筆、15,337㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で期間は10年間です。

申請番号1番から11番の案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第3号について、事務局より説明が終わりました。それでは、これより審議を行います。申請番号1番から申請番号11番について質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号1番から申請番号11番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番から申請番号11番については原案のとおり決しました。よって、日程第4、議案第3号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第5、議案第4号非農地証明の申請に対する可否の決定についてを上程し議題とします。議案第4号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第4号、申請番号1番から申請番号2番について議案書をもとに朗読、説明 】

申請番号1番、六郷地区の田6筆、6, 849㎡、申請者は〇〇〇さん、代表相続人〇〇〇さんです。非農地申請理由は、以前は田でしたが、耕作条件が悪く、15年以上耕作していないため、現況に即した地目へ変更したいと申請しました。資料は1ページに位置図、2、3、4ページに公図、5ページに現場写真を添付しております。

申請番号2番、千畑地区の田12筆、10, 683㎡、申請者は〇〇〇さんです。非農地申請理由は、当該地は申請者の父親が購入し耕作しておりました。父親が亡くなってからは、もともと居住地から遠方にあるため、その後は耕作できなくなってしまいました。そのため現況に即した地目へ変更したいと申請しました。資料は6ページに位置図、7、8、9、10ページに公図、11ページに現場写真を添付しております。

申請番号1番、2番につきましては、農業委員の皆様から何度か現場確認していただいている農地であります。いずれも土地改良区の受益地ではありません。また、美郷町非農地証明事務取扱基準第5条の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第4号について、事務局より説明が終わりました。

本来ならば調査の報告ですが、この案件は委員の皆様が何年かに渡って何度も見ておりますので、調査の報告はなしとさせていただきます。

それでは、これより審議を行います。申請番号1番から申請番号2番について質疑ございませんか。

4番委員 この案件に関しては事務局側から本人達へこのようにした方が良いと勧めたのか、それとも本人達が自主的に地目変更の申請をしたのか、滅多に出ない事案ですのでその点だけ教えてください。

●庶務班長 事務局で意向調査をしたところ、お二人共非農地証明の申請をするという意思でありましたので今回の案件となりました。

4番委員 大変良い事例だったので今後勧めていく参考にしたいと思います。

11番委員 周辺農地のことですが、ここを非農地にすることによって何か影響は出ないものですか

●庶務班長 申請番号1番ですが、2ページの公図をご覧くださいと思います。北側に道路があって東側に川、申請地〇〇〇番地の上の方は田んぼですが、他の方の田んぼで草刈りをしております。左下は山林原野です。申請地〇〇〇番地の隣と並びの〇〇〇番地は他の方の田んぼですが、草刈りをしている状況です。

2ページ3ページの地区外となっているところは全て山林です。3ページの〇〇〇番地と〇〇〇番地は申請地の隣ですが、他の方の田んぼで、こちらから草刈りをして管理しているような状態でした。その隣も同じです。南側が全部山林で、田んぼも稲は植えていないので特に影響はないと思われます。先ほどご説明しました通り土地改良区も関係ありませんでした。次に申請番号2番です。7ページの公図をご覧ください。申請地隣の〇〇〇番地は山林原野です。並びの〇〇〇番地、〇〇〇番地、〇〇〇番地は他の方の所有ですが、稲は植えておりません。反対側隣の〇〇〇番地、〇〇〇番地は山林、〇〇〇番地は他の方所有の畑、申請地の上も田んぼですが、全て草刈りをしている状態で稲は植えておりません。10ページをご覧ください。申請地の上側は全て山林原野です。周辺はほとんど山林原野で田んぼがあるといっても稲を植えているところはなく、草刈りをしている状態でした。周辺への影響はないと考えております。

- 1 1 番委員 永久的に基盤整備等で一体になる可能性はないところですか。
- 議 長 ここは無理だと思います。沢水で自己開田したところなので土地改良区も関係しておりません。もともと水が豊富なところではないので春先は水があっても、途中から弱くなります。だから、このような状態になってしまったと予想されます。
- 1 1 番委員 現状で草刈りをしているところも、いずれは同じように非農地になるような状態ですか。
- 議 長 水田利活用補助金があれば管理もするでしょうが、それもだんだん無くなればおそらくこういう状態になってしまうと思われます。判断が難しいですが、所有者に何回言っても手を掛けないのでこのような方向にせざるを得なかったということです。
- 1 1 番委員 周辺の方々は承知していますか。
- 議 長 そこまで了解を得てやるというのは厳しいように思います。
- 4 番委員 結果的にこの周辺はトータルで減反が多くなってきています。昔は田んぼとして耕作していましたが、今は、全部草刈りして管理していくのもだんだん大変になってきているので、山間部ではこのような案件が今後増えてくる可能性が高いと思います。維持させることの方が難しくなっていると思われれます。
- 平場の圃場整備が絡んだところであれば強制的に田んぼにするという可能性もありますが、山間部でこのようなところを田として維持してくださいとはさすがに言えないように思います。
- 1 1 番委員 確かにその通りですが、農業委員会で承認したことに周辺の方々から後でクレームがきた場合のことも考えます。
- 4 番委員 今まで耕作放棄地として認めていたものを農地から外したということで、数字的に納得していくしかないと思います。
- 議 長 近隣の方々をお願いしたいと言ってきているが、やはり受けてもらえない。そうなるこのような方向に進んで行くしかないと思います。近隣の方々から受けてくれればある程度解決出来た問題です。ましてや遠くの方々は受けな



いし、田んぼを買うという選択肢もなかったのでこのような結果になったわけです。他にも昔、沢目で田んぼをやっていたが出来なくなったという相談もされていますが、誰も受け手がなくてなんともならない状況です。この場所に限らず、例えば牧草で管理してある程度の収入が残るとなればやってくれる人もいるかもしれませんが、それも無理な場所なので、借りるにしても厳しいところです。出来れば非農地は出したくないですけども、このようにならざるを得ない場所からだんだん非農地になっていく、ましてや自己開田したところは仕方が無いようにも思います。皆様に相談したいのですが、このようなところを相談された時にどう対処するかということです。圃場整備とか、宅地にするとか多少の選択肢があれば良いのですが、もともと山間部を自己開田して田んぼにしたところなので、元に戻ってしまうような気がしています。このような方向しかないのではと考えます。

1 1 番委員 周辺の方々もいずれそのような方向になると覚悟しているかもしれないということですね。

4 番委員 その周辺も水稲ではなく草刈りをしてようやく減反として認められる状況なので、この地域ではそういう農家が増えてきております。

1 1 番委員 農業委員会で非農地にしてしまったと言われる心配がありましたが、やむを得ない状況だと分かりました。

4 番委員 逆に、これからの解釈として基盤整備地域ではこのようなことは認めないでどんどん集約化していくべきだと思います。こういうところも基盤整備の話がくれば田として進めていくべきですが、現状で田として維持してくださいとは言にくい地域です。

●議 長 今後、山沿いでこのような相談をされた時どうするかということです。誰も受け手がいない、けれども本人は高齢でもう耕作出来ないという相談を受けた場合、選択肢のひとつとして、もともと土地改良区が関係ないところであれば、非農地証明といいますか、木を植えて山林に地目変更していく形しかないのではないかと考えます。この案件に限らずこの先も含めてどのような方向性にするべきかということです。

4 番委員 水田活用交付金の5年間ルールの方針が国で承認されればこのような案件は増えてくる可能性があると思います。

●議 長 5年のうち1年過ぎたわけですが、畑等で補助金もらってくださいと言われても申請できるのは条件の良いところで、このようなところを国では救済する術はないので、今は、地元の我々、近隣の方々が努力して多少手を掛けてくれているところはありますが、その先どうするかという問題になってきております。

その点も含めて考えてほしいところです。

今回のところは、皆さんもご存じの通り何年間もこのような状態なので、ひとつの方法として非農地申請をしてきたところです。

4 番委員 周辺が田んぼのところでのこのような申請が出されれば、委員会として極力田んぼとして管理してくださいと言えますが、今回のようなところはなんともならないと思います。

- 1 6 番委員 非農地としても何もしないままではなく、杉か何かを植えて山林にするなどある程度対処する必要があると思います。
- 議 長 杉を植えるということは将来的に収入につなげようという話ですが、ここは先代が田んぼにして収入を得ようとしてしまいましたが、何らかの理由で出来なくなって荒れてしまった状態です。土地改良区が関係していればもう少し話が進んだと思います。
- 2 番委員 ここは水源がないということですが、下流地域は土地改良区が入っていないのですか。ここが荒れることによって下流域で水源として困ることはないですか。
- 4 番委員 用水は確保されているはずですが。
- 2 番委員 今回のことで、非農地が周辺に拡大していった場合、下流域の水源に問題はないですか。
- 議 長 ここが田んぼとして耕作していないことによって下流はなんとか田んぼがやれている状態だと思います。
- 2 番委員 非農地になったことにより全く手をかけなくなって、下流の方々の水源が絶たれるような心配が残れば大変だと思いました。
- 4 番委員 その注意書きはあった方が良くと思います。
- 1 4 番委員 この田んぼの北側の山際に水路があるので直接水が止まるという場所ではないです。
- 議 長 もともと土水路で難儀しているところでしたが、舗装により道路側溝ができ水路を設けてくれたのでだんだん良くなるはなってきました。土地改良区はないけれども道路側溝により水の流れが多少良くなったので、なんとか耕作しています。たまたまこの場所に関しては土水路で難儀だし、遠くて手を掛けられないままこのような状態になってしまったところです。水が豊富とは言えませんが、ここが非農地になったことにより下流の方々が困ることはないと思います。
- 議 長 田んぼの真ん中ではないし、事務局から本人への意向調査の結果申請されたものですので非農地にするということではよろしいでしょうか。このような案件は今後も出てくると思います。事前に皆様にも相談に乗っていただいて出来るだけ案件がでないようにしたいと思いますが、最終的には農家に寄り添う形で解決していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- 議 長 それでは、申請番号1番から申請番号2番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- 【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番から申請番号2番については原案のとおり決しました。よって、日程第5、議案第4号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。
- 議 長 これをもちまして、令和5年第1回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午後2時43分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和5年1月11日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 山 田 貞 子

議事録署名委員 小 西 嘉 之